

一九六〇年第三回益野村議会議決事項  
 一九六〇年五月四日第三回益野村議会議決事項を村役  
 所会議室に招集された

三、応招議員日次の通りである

議席代	名	議席代	名	議席代	名
一	仲村春三	八	知枝云大	五	天久盛雄
二	岸本利実	九	米須清祐	六	当山伸太郎
三	伊佐真一	一〇	仲本云重	七	安次富盛信
四	伊佐真慎祐	一一	花成清善	八	稻嶺盛三
五	中山勝豊	一二	中里幸助	九	宮里敏行
六	安里良朝	一三	松本利益	一〇	柳原云賢
七	塚岡健郎	一四	山本朝徳		

三、不応招議員日次

四、出席議員日次の通りである

議席代	名	議席代	名	議席代	名
一番	仲村春三	七番	塚岡健郎	四番	山本朝徳
二	岸本利実	八	知枝云大	五	天久盛雄
三	伊佐真一	九	米須清祐	六	当山伸太郎
四	伊佐真慎祐	一〇	仲本云重	七	安次富盛信
五	中山勝豊	一一	花成清善	八	宮里敏行
六	安里良朝	一二	松本利益	一〇	柳原云賢

五、欠席議員は次の通りである。

一、二番 中里幸助 一八番 稻嶺盛三

大市町村自治法第六十一條の規定により会議事件説明のため  
出席した者は次の通りである。

村長 仲村春勝 財政部長 当山全喜

助役 吳屋真徳 経済部長 澤岷守一

收役 仲村春松 軍政部長 桑江良徳

七、本会議の審議は次の通りである。

書記長 松川云義 書記 照屋 毅

八、会議事体は次の通りである。

議案第三号 直轄町村育英会定款の一部改正承認につき

議案第四号 直轄町村育英会条例の一部改正につき

議案第五号 直轄町村育英会資金貸付条例の一部改正につき

諮問第二号 同合権会社法の解釈促進ナルにつき

九、議事日程は次の通りである。

日程第一 議案第三号

議案第四号

議案第五号

諮問第二号

その他

閉会

散会



二、會議の眞末

議長 午前七時ニ五分開會並立

〇 出席議員三名あります。よつて本町村自治法第五

〇 條の規定により議會は成立致します。第一回首野

〇 澤村議會臨時會を唯今より開會致します。

〇 日程表に於てお諮り致します。

〇 日程表通り進めよ事に御異議ありませんか。

〇 御異議なしと呼が者あり。

〇 御異議がなつて、日程表通り進めよ事に致します。

〇 會期の決定方法に於てお諮り致します。

〇 會期一日の否がおりますが、御異議ありませんか。

〇 御異議なしと呼が者あり。

〇 御異議がなつて、會期は本日一日と決定致します。

〇 會議録署名議員の決定方法に於てお諮り致します。

〇 五番 會議録署名議員は議長が指名に一任する。動議を提出

致します。

〇 大 番 賛成と呼が者あり。

〇 議長 會議録署名議員は議長が指名とする。動議がなつて

〇 決定の賛成者がありません。動議は成立致しません。

〇 お諮り致します。動議の通り議長指名と決定して、御

〇 異議ありませんか。

〇 御異議ありませんか。

〇 御異議ありませんか。

〇 御異議ありませんか。

議 長	全員異議ありと呼ぶ
	御異議がいろいろで、公議録署名議員の決定は議長 指名と致します。
	四番 佐々真博様 一四番 山本朝徳の両 議員と公議録署名議員と致します。
	議事を進め方について、お諮り致します。議案第一三号 一四号、一五号と申す申す致しますので、一六号公議録署名 として後に質疑討論に入ることにしたいと思います。
	異議ありと呼ぶ者あり。
	御異議がいろいろで、公議録署名を主提案することに致します。
	一七番 議員の出席を報告致します。
	日程第一議案第一三号、首野河村育英会定款の一部改 正の承認について提案致します。
	書記として朗読申し上げます。
	提案者の御説明を願います。
村 長	理由にちがひありません。去る四月のり答足して、定款おもしろ い。不満の点があり、又皆様方が指摘をうけたら、 あり、これを改訂した。重なる点、理事、役員、範囲、対象、 大改訂の追加した事である。
議 長	日程第一議案第一四号、首野河村育英会定款の一部改訂 について提案致します。



議長 書記をして朗読せよめす。

議長 提議者の御説明を願います。

村長 先に議長の話もありましたように定数が改定されようで、関連

分部の自動的改定である。

議長 日程第五、議案第五号、首野澤村首長養老金貸与条

例の一部改定につきを上提致します。

書記をして朗読せよめす。

提議者の御説明を願います。

村長 この貸与条例が、大嘗院を明記した方がよいと思つて改定

議長 第一番、二番議員の出席を報告致します。

議長 日程第四、議案第五号、旧倉糧本社跡の解放促進方につ

いてを上提致します。

書記をして朗読せよめす。

提議者の説明を願います。

村長 先の議案終了後解放促進の決議文を提出するに付

は政府赤外へ行つたところ、一ツはお願い、二ツは文句では

ないが、この原田氏の話であった。

原田氏の紹介でルックに会つたら、解放は具体的な問題だ

から、救いが出来ると、今は事務官に付会はおくても良

いではないかとのことであった。

村長 村が改定に帰るまでから電話がありましたが、その解放に

	<p>かつたのではふんがとの話してあるが、又翌日二れは高射砲隊との向違である旨を要けた。</p> <p>四面では規定地域内にあるので、条件を付しては解決の手続は出来ないと。</p> <p>二六日には議長と村長一請に来るようたとのことで、その時に真狩部隊長と会つたり、規定地域であるので、三ツの条件があり、これを守らねば出来ないと話してある。</p> <p>学校劇場施設の建築をさせないと、これを議会で議決して提出したとのことであり、したところ。</p>
議長	<p>五番議員の出席を報告致します。</p> <p>暫休致致します。(午後二時五分)</p> <p>会議を閉じます。(午後十一時)</p> <p>午後二時三十分持参致すことに致します。午後は一時より開会することに致します。</p>
村長	<p>暫休致致します。(午後二時五分)</p> <p>会議を閉じます。(午後二時七分)</p>
議事録	<p>議事録第三号「直野津村育英会」を教の二部改定の承認に付して質疑を願ひ致します。</p>
八番	<p>六番議員の出席を報告致します。</p> <p>二か村の首の育英会の役員会では皆様が良くわかっておりますと思ひますので、質疑省略の動議を提出致します。</p>



議	長	替成と呼がかりあり。
議	長	議案第一三号の質疑打ち切りの動議が出席し、所定の替成者のありましたので、動議が成立しておりませんが、御異議ありませんか。
議	長	御異議かというので、議案第一三号の質疑を省略することに致します。
議	長	議案第一三号の討論を求めます。
議	八番	條例の改定は、いまだ定款を承認し、後は先になりますので、條例の方が先にかまと思ふが。
議	長	では議案第一三号、一四号、一五号を一括として提するに、とにしてよろか。又、議案第一四号、一五号の質疑を省略するに、御異議ありませんか。
議	長	御異議なしと呼がかりあり。
議	長	御異議かというので、議案第一三号、一四号、一五号を一括して、質疑を省略するに、と致します。
議	長	議案第一四号、首野澤村育英会條例の一部改定について、討論を求めます。
議	長	原案に御異議ありませんか。
議	長	御異議なしと呼が(全員)
議	長	御異議かというので、議案第一四号、首野澤村育英会條例の一部改定を原案通り可決を定致します。

<p>議 長 議案第一五号 宜野湾村育英資金貸付条例の一部改正について、討論を求めます。</p>	<p>原案に御異議ありませんか。</p>	<p>異議なしと呼びが(全員)</p>	<p>御異議がなければ、議案第一五号 宜野湾村育英資金貸付条例の一部改正を原案通り可決を宣告します。</p>	<p>議案第一三号 宜野湾村育英会定款の一部改正の承認について討論を求めます。</p>	<p>原案に御異議ありませんか。</p>	<p>異議なしと呼びが(全員)</p>	<p>御異議がなければ、議案第一三号 宜野湾村育英会定款の一部改正を原案通り承認することに決定致します。</p>	<p>日糧第四部向第一号 日食糧会社師の解任促進方について、質疑願います。</p>	<p>三 番 この条件事項をいかに日食の解任は確度の。</p>	<p>村 長 確実とは言えませんが、早く解放出来ると思つて。</p>	<p>八 番 条件付の解放にかまると、何と等と挿入した場合、将来問題が起るが用語の真につて検討さかたか。</p>	<p>村 長 何と等と類した場合には問題があるうで、はつきりともういふといと話したり、宜野湾劇場病院とでまじりとかうことであるに、</p>	<p>一三 番 決断するが、この条件につて、原文があるか。</p>
--	----------------------	---------------------	--	---	----------------------	---------------------	--	---	---------------------------------	------------------------------------	--	---	-----------------------------------



村長	又後で公衆の集まる場所とふまて困り付はどうか。一
村長	これはおれかと思ふ。
村長	三条件は誰が持ち出しるか。
村長	土地課のシムン代で解放の条をとおす。これはルック代が云
村長	めれたらではおれかと思ふ。
村長	四月二十六日軍の土地課の(裁判所)でシムン代并に上法務局
村長	長議長 村長 五名である。
村長	これは口頭の文書の。
村長	口頭である。
村長	三条件を持ち出した理由はどうか。
村長	ゾイングネイン言地域は危険であるとの意であると思ふ。
村長	それは何の話しか。推測か。
村長	ゾイングネイン言を知りたが急ク平に入らるか。今後内容
村長	がどうだからと見せられても困る。検討たい。
議長	暫休題致します。(午後二時四十分)
議長	会議再開します。(午後二時四十分)
村長	解放された地域で条件付の条があるかどうか。
村長	おれかと思ふ。
村長	先程軍の条が見えておれかと思ふ。おれかと思ふ。
村長	何時出来るかとの暗視見たいと思ふ。

大	番	解放は村有地の事か
村	長	一応これを先にして、残り十二エカは土地主の意を問う事にしたいと思つておる。
七	番	条件付解放の場合、今後解放する時条件をつけられるか
村	長	それはおろかではないか。
村	長	外にどうしようとは考へられおる。この場合は条件をつけられる
村	長	と解放しおるの事でありおす。
二	番	新土地計画の中に解放の條項があると思ふが、一応休憩し
村	長	て内容を承めておらう。
村	長	又先程のジョーンズ・ネイションの件につき、電話等で内閣府
議	長	にヒレ合せて承めておらう。
議	長	休憩致します。(午後一時五分)
議	長	会議を閉じます。(午後一時五分)
議	長	大体質問も終つたようでありおす。質疑を打ち切り
議	長	としたいと思います。
議	長	異議あると呼ぶ者がありません。
議	長	御異議がなければ、認め質疑を打ち切り討論に入ります。
議	長	ハ三番の向題は本質的に取り上げられない場合、長が支持はしない
議	長	が、我々も考へようによつては、村の発展を計らねば出来お
議	長	るので、又三つの条件が出てお村の発展には向題はあつと思つ
議	長	る。有案通り同意する事に賛成致します。



<p>三 審 一日も早く解放してやりたいことは村民の望むところであり、</p>	<p>四 審 原案の条件を早くは解放はしない。又村民の利益から考へた場合別に内題はふし思ふ。</p>	<p>五 審 原案とは三つの条件を付さねば解放はしないとのことであり、</p>	<p>六 審 ですから原案通り同意することに賛成であります。</p>	<p>七 審 一日も早く解放したと云うことには反対ではなく、唯条件を付したくない。村民を代表とせよ以上急いで二時間ではある問題である。この内題は將來において確信が持てないので</p>	<p>八 審 新土地計画による諸条件の解放計画を調べてやりたい。又三ノハンの案で条件が高過ぎたのでなく病院等の支向もあり理由がつけられない。</p>	<p>九 審 早くに解放するに於ては先程の民政府の件は個人的に調べたいとして原案通り同意することに賛成致します。</p>	<p>議 長 唯今八審一三審二審議員から賛成意見が有りませんが外に御異議ありませんか。</p>	<p>御異議なしと呼ぶが者あり</p>	<p>御異議がなければ、諸向第一日食糧公社の解放促進</p>	<p>方につけて原案通り同意することに可決を遂致します。</p>	<p>暫休懇致します(午後三時四十分)</p>	<p>会議を閉じます(午後三時四十分)</p>	<p>以上持ちまして全日程を全部終了致しましたこと。</p>
---	--	---	------------------------------------	---	--	--	---	---------------------	--------------------------------	----------------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------------

三ノ  
ニハ七以て、  
三ノ  
す、  
散会(午後三時五十分)

石ノ  
カニトセ認  
一九六四年五月四日

直野津村議  
鐵軍隊署名人  
山本朝徳  
山徳  
山徳

外  
建  
御  
方  
曹  
各  
以

...

...

...

...